

新ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を実施する際には、可能な限り最新の知見及び評価手法を採用すること。

また、環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。

- (2) 環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (3) 環境影響評価方法書に規模（焼却能力）の算定根拠、採用する技術の概要、施設周囲に流れる雨水の経路等が記載されていないことから、環境影響評価準備書に可能な限り示すこと。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 大気環境

ア 大気質調査地点の設定に当たっては、卓越風を考慮して風下側に調査地点を追加すること。

イ 新施設の排出ガスが大気質へ与える影響について、既存施設より可能な限り低減するよう検討すること。その検討結果については、既存施設との比較を示すなど、分かり易く記載すること。

(2) 水環境

ア 流量の調査に当たっては、水路の状況を考慮して正確な測定に努めること。

また、周辺の土地利用と気象条件も踏まえ、水質調査回数の追加を検討すること。

イ 地下水について、現在よりも取水量が大きく増加又は減少する場合は、周辺地下水や地盤への影響について調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 動物、植物及び生態系

ア 動物、植物及び生態系については、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査の範囲、地点、期間、時期、調査方法等を適切に設定すること。

イ 水生生物の調査地点について、対象事業実施区域の放流口下流域の1地点のみを調査対象としているが、比較対照地点として上流域にも設定すること。

(4) 景観

ア 対象事業実施区域は会津若松市景観形成ガイドラインにおける景観重要地区「阿賀川の水辺回廊」に位置しており、重要な視点場として「河川や溪谷に架かる橋」や結節点となる主要な交差点を設定していることから、「蟹川橋」、「高田橋」、「高瀬交差点付近」、「西バイパス幕内交差点付近」の4地点を主要な眺望点の調査に加えること。

イ 対象事業実施区域の直近に住宅地が位置することから、現状より圧迫感を与えることのないよう、新施設の配置及びデザインに配慮すること。

3 その他

意見に関する措置を講じるに当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。